

## 安芸市友好交流協会人づくり交流事業助成金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、安芸市友好交流協会会則（平成8年7月3日会則）第3条に規定する事業の助成に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目 的)

第2条 協会は、安芸市民が自主性を高め、市の発展に寄与することを目的に産業、文化、スポーツ及び福祉等あらゆる分野について、姉妹都市や安芸市と行政間の協定を締結した都市並びに国内外の地域との地域間交流事業に要する経費に対し、予算の範囲において助成金を交付する。

### (助成金等)

第3条 前条に規定する事業の対象経費及び助成金（率）は、別表のとおりとする。

### (助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとするものは、安芸市友好交流協会人づくり交流事業助成金交付申請書（様式第1号）に計画書その他協会が必要と認める書類をそえて協会に申請するものとする。

### (助成金の交付決定)

第5条 協会は、前条の規定により申請があったときは、これを審査し、助成金交付の可否を決定し、その結果を安芸市友好交流協会人づくり交流事業助成金交付決定通知（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

### (事業の変更)

第6条 助成金の交付決定を受けたもの（以下「助成事業者」という。）は当該事業について、目的及び交流内容等の変更が生じた場合は、事前にその理由を付して安芸市友好交流協会人づくり交流事業変更等承認申請書（様式第3号）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、日程等軽微な変更については、実績報告により行うものとする。

### (実績報告)

第7条 助成事業者は、事業完了後1ヶ月以内に安芸市友好交流協人づくり交流事業実績報告書（様式第4号）を協会に提出しなければならない。

2 助成事業者は、協会から報告会等で報告を求められたときは、これに応じなければならない。

(助成金の交付)

第8条 協会は、実績報告書等に基づき事業完了の認定をしたうえで、助成金を交付する。  
ただし、交付決定をした事業で必要と認めるものについて、助成金の概算払いをすることができる。

(助成金の返還)

第9条 協会は、助成金を受けたものが次の客号の一つに該当するときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 事業を執行しなかったり、当該目的以外に使用したとき
- (2) 不正行為があると認められるとき

(補 則)

第10条 この要綱の運用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年7月3日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年10月22日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (要綱第3条関係)

区 分 事 項	助 成 金 対 象 経 費	助 成 額
<p>第1号 国内、国外先進地への自主的研修、交流事業</p> <p>第2号 姉妹都市交流事業 安芸市と行政間の協定を締結した都市等 (団体に限る)</p>	<p>1 交通費、宿泊費のうち協会が認めるもの。</p> <p>2 交通費及び宿泊費については市の旅費条例に規定する額か、又は実費のうちいずれか少ない経費。</p>	<p>1 助成対象経費の3分の1以内で協会が認める額 ただし、姉妹都市交流事業並びに安芸市と行政間の協定を締結した都市等との交流については、2分の1以内とする。</p> <p>2 1件当りの上限額は、次のとおりとする。 ・個人 国内外を問わず 5万円 ・団体 国内外を問わず 10万円</p> <p>3 千円未満は切り捨てる。</p>
<p>第3号 安芸市において他市町村と行う交流事業 (団体に限る)</p>	<p>1 講演、研修開催に伴う講師謝礼、旅費等の報償費。</p> <p>2 会場借り上げ等の使用料。</p>	<p>1 助成対象経費の3分の1以内で協会が認める額。</p> <p>2 1件当りの上限額は、10万円とする。</p>
<p>第4号 その他人材育成・まちづくりに必要と認める事業</p>	<p>3 資料印刷等の消耗品費。</p> <p>4 その他協会が認める費用。</p>	<p>3 千円未満は切り捨てる。</p>